

営繕工事等における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 特記仕様書

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
2. 調達検討資材は「営繕工事等における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用」(以下、「運用」)の「2. 調達検討資材」に記載している資材を想定している。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に「(様式1) 調達検討資材に関する協議書」を提出し、監督員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

調達検討資材の代替資材を調達した場合

設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合を含む)

4. 設計変更に際し、受注者は、「(様式2) 調達検討資材に関する実施報告書」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等の資料を監督員に提出する。
5. その他、手続きや積算方法等については、運用によるものとする。